

一般社団法人日本先進レーザー歯科研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本先進レーザー歯科研究会と称し、英文では、Institute for Advanced Laser Dentistry Japan と表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区荏原一丁目18番11号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、歯科医師、歯科衛生士及び歯科医学生を対象として、保健、医療又は福祉を増進すること、社会教育の刷新を図ること及び学術・科学技術の振興を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科・医科の医療機器・医療用設備の使用技術及びそのトレーニングに関する情報提供、普及、啓発及び推進に関する事業
- (2) 歯科・医科の医療機器・医療用設備の使用技術及びそのトレーニングに関する情報収集、調査、研究及び普及に関する事業
- (3) 歯科・医科の医療機器・医療用設備の使用技術及びそのトレーニングに関する講演会、説明会、研修会、学習会その他のイベント企画の開催及び運営並びに講師の紹介に関する事業
- (4) 歯科・医科の医療機器・医療用設備の使用技術及びそのトレーニングに関するインターネット・書籍・出版物等のメディアを通じた情報提供、普及、啓発及び推進に関する事業
- (5) 歯科・医科の医療機器・医療用設備に関する技術者の養成、教育指導、資格認定付与、推薦及び指導監督に関する事業
- (6) 歯科・医科の医療機器・医療用設備に関する販売促進活動に関する事業
- (7) 患者が日常生活・社会生活を円滑に営むことができる社会を実現するために必要な情報収集、調査及び研究並びに健康、介護、医療その他の社会福祉に係る情報提供に関する事業
- (8) 患者の社会参加活動の支援に関する事業

- (9) 国，地方公共団体，医療関連団体等との連携による上記各事業の推進に関する事業
- (10) 前各号に関するコンサルティング事業
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は，当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は，理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は，次の3種とし，正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功勞のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は，当法人所定の様式による入会申込書により申込みをし，理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は，当法人の目的を達成するため，社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし，社員総会において，入会金又は会費の納入を免除された者を除く。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、本定款第20条第2項に定める社員総会の特別決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。
- (5) 社員総会の招集通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく社員総会に出席せず、かつ、本定款第21条に規定する代理人による議決権の行使の委任を行わないとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 会員は、前項に定める会員名簿の記載事項に変更があった場合には、当法人に対し、その変更から6か月以内に当法人所定の様式による変更届を提出しなければならない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同

意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(員数)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、若干名を副理事長とする。
 - 3 当法人は、前項に掲げる理事長をもって、一般法人法に規定された代表理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもってこれを定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第35条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長又は理事長が指名する会員が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 事務局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。ただし、事務局長及び職員を当法人の会員又は理事が兼任することを妨げない。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(委任)

第48条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年7月31日までとする。

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 和田 圭祐
設立時理事 清水 久雄
設立時理事 廣瀬 洋一郎
設立時代表理事 和田 圭祐
設立時監事 関口 紀子

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都 [REDACTED]
和田 圭祐
埼玉県 [REDACTED]
廣瀬 洋一郎

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本先進レーザー歯科研究会設立のため、設立時社員和田圭祐及び同廣瀬洋一郎を代理して、行政書士加賀雅典は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年1月20日

一般社団法人日本先進レーザー歯科研究会
設立時社員 和田 圭祐
設立時社員 廣瀬 洋一郎

定款作成代理人

横浜市港北区日吉本町一丁目9番12号

行政書士・海事代理士加賀雅典法務事務所

行政書士 加賀雅典